

第一百五十四回

参議院厚生労働委員会会議録第二十三号

平成十四年七月三十一日(水曜日)
午後一時二十分開会

委員の異動

七月二十九日

辞任

齊藤 滋宣君
山下 英利君
宮崎 秀樹君

補欠選任

田浦 直君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

阿部 正俊君

田浦 直君

川邊 新君

森 英介君

坂口 力君

中島 真人君

朝日 俊弘君

柳田 稔君

狩野 久野

佐藤 泰三君

斎藤 十朗君

伊達 忠一君

鶴保 康介君

中原 基之君

藤井 爽君

宮崎 宮崎君

今井 今井君

辻 泰弘君

山本 孝史君

草川 昭三君

井上 美代君

小池 晃君

西川 きよし君

衆議院議員

森 ゆうこ君
大脇 雅子君○国民の暮らしを守るための雇用確保及び社会保障の拡充に関する請願(第一二三号外八件)
○雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一二三九号外二件)○安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願(第二七九号外二三件)
○最低保障年金制度の創設等に関する請願(第三一九号外二六件)
○医療費に対する患者負担の引上げの中止等に関する請願(第三二七〇号外四件)
○医療費に対する患者負担の引上げによる医療保険制度の拡充に関する請願(第一〇四号外二〇件)

- 子育て支援についての緊急対策に関する請願
(第一五九七号外八件)
- 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願(第一六二三号外八件)
- 助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願(第一六八三号外一二件)
- 患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一七〇一号外一五八件)
- 中小企業退職金共済制度に基づく退職金の大幅引下げ反対等に関する請願(第一八三八号外二件)
- 非喫煙者の健康を保護するための法律の制定に関する請願(第一九六一号外六件)
- 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願(第一〇一〇号外一六件)
- 中国帰国者の老後の生活保障に関する請願(第一二七八号外二〇件)
- 将来の安心及び生活の安定を図るために社会保障に関する請願(第二九一号)
- 国立病院及び国立療養所における看護師の増員等に関する請願(第一三七五号外九一件)
- 高齢者医療制度改革における患者負担増反対等に関する請願(第二三七五号)
- 患者負担増反対、医療制度の抜本改革の実現等に関する請願(第二四〇八号)
- 健康保険法等の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願(第二四四七号外二二一件)
- 労災被災者のより積極的な社会参加を実現するための労働者災害補償保険法改正に関する請願(第一五〇九号外五件)
- 労働者災害補償保険法における遺族年金支給申請手続の改善等に関する請願(第二五一一号外二五件)
- 障害者の雇用率引上げ及び職域開発に関する請願(第一五三号外二五件)
- 重度障害者に対するケアハウス設置に関する請
- 介護保険制度における要介護認定基準の再検討等に関する請願(第二五九号外二四件)
- 脊髄損傷者に対する医療制度の改善に関する請願(第一五二二号外一四件)
- 無年金障害者等の救済に関する請願(第一五一三号外二五件)
- 重度障害者の障害基礎年金の増額等に関する請願(第一五三五号外二五件)
- 受診抑制につながる医療制度改革反対に関する請願(第一五七号外二一件)
- 小規模通所授産施設制度における格差是正を始めとする成人期障害者施策の拡充に関する請願(第一五三〇号外二四八件)
- 人工呼吸器を必要とする脊髄損傷者に対する的確な治療システムの確立等に関する請願(第二七二二号外一四件)
- ウイルス肝炎総合対策の充実に関する請願(第一二七六二号外二五件)
- 重度障害者用意志伝達装置の支給対象者の拡大等に関する請願(第一七七〇号外二四件)
- 十五歳未満の子供による臓器提供を可能とするための臓器移植法の改正に関する請願(第一二八三三号)
- 過重な負担増を強いる医療制度改革反対に関する請願(第四四九七号)
- 介護保険制度の抜本的改善、介護職員の処遇の改善等に関する請願(第四六七九号)
- 知多半島の飲料水源を木曽川の上流に戻すことに関する請願(第四七五二号)
- 医療保険制度の抜本改革に関する請願(第三二五四号外二九件)
- 建設労働者の雇用確保等に関する請願(第二四五五号外八九件)
- 将来設計を可能とする社会保障理念に基づく医療保険制度改革等に関する請願(第三三四五号外五件)
- 脊髄損傷者に対する医療制度改善に関する請願(第四七五二号)
- 医療制度関連二法案の成立反対に関する請願(第四七六八号)
- 保険による良い歯科医療の実現に関する請願(第四七八六号)
- 食品衛生法の抜本的改正に関する請願(第四七八七号)
- 食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願(第四八〇九号外三件)
- 雇用対策及び失業者対策の抜本的見直しに関する請願(第四八〇九号外九件)
- 継続審査要求に関する件
- 介護保険制度の実施に伴う高齢者施設の建設促進等に関する請願(第三五七五八号外二一件)
- 児童扶養手当の削減反対に関する請願(第三七一号)
- 高齢者の恣意負担の引上げ等医療費に対する国民負担の引上げ中止等に関する請願(第四三一号外五件)
- 国民健康保険組合に対する特別助成の増額等に関する請願(第四三二二号)
- 網膜芽細胞腫の母子手帳への記載の改善、義眼費用の全額助成等に関する請願(第四三六〇号外一件)
- 第二十七期中央労働委員会労働者委員の公正な任命に関する請願(第四三七七号外五件)
- 抗がん剤治療の改善に関する請願(第四四一二号)
- 患者本位の医療保険制度改革に関する請願(第四四八八号外二一件)
- 国民皆保険制度の一層の充実に関する請願(第四四八九号)
- 委員長(阿部正俊君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
- 委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認めます。おりまでの、その補欠選任を行いたいと存じます。
- 委員長(阿部正俊君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
- 委員長(阿部正俊君) 御異議ないと存じますが、御異議ございませんか。
- 委員長(阿部正俊君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 委員長(阿部正俊君) 御異議ないと存じます。それでは、理事に田浦直君を指名いたします。
- 委員長(阿部正俊君) 次に、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案及び食品衛生法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。
- 委員長(阿部正俊君) まず、提出者衆議院厚生労働委員長森英介君から順次趣旨説明を聴取いたします。森英介君。
- 衆議院議員(森英介君) ただいま議題となりました二法案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。
- 委員長(阿部正俊君) まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案について申し上げます。
- 委員長(阿部正俊君) 平成十三年九月末の厚生労働省の調査によれば、我が国には約二万四千人のホームレスがあり、このように多数のホームレスが食事の確保もままならないまま長期の路上生活で心身ともに疲弊していく実態は、彼ら自身の福祉の観点から大きな問題であり、看過することはできません。

また、ホームレスが起居の場所とするのは、都
市公園、河川、道路、駅舎等であります。が、ホー
ムレスがこれらの施設で日常生活を送っているこ
とに起因する地域社会とのあつれきが随所で生じ
ております。公共の用に供する施設の適正な管理
も、早急に対処すべき課題であります。

現下の厳しい雇用失業情勢の下、ホームレスの
数は今後も増加傾向が続くものと思われ、本案
は、ホームレスに関する問題がより深刻化する前
に法的な裏付けの下にホームレスの自立の支援等
に関する施策を総合的に推進しようとするための
もので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、この法律において「ホームレス」と
は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を
故なく起居の場所として、日常生活を営んでいる
者をいうものとすること。

第二に、ホームレスの自立の支援等に関する施
策の目標として、①就業の機会の確保、安定した
居住の場所の確保、保健及び医療の確保に関する
施策並びに生活に関する相談及び指導を実施する
ことによるホームレスの自立、②ホームレスとな
ることを余儀なくされるおそれのある者が多数存
在する地域を中心として行われるこれらの方に對
する生活上の支援によるホームレスとなることの
防止、③緊急に行う援助等によるホームレスに関
する問題の解決を掲げていること。

第三に、ホームレス自身も自立に努め、
また、国及び地方公共団体はホームレスの自立の
支援等に関する施策を策定し、及びこれを実施す
るものとすること。

第四に、厚生労働大臣及び国土交通大臣は、
ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策
定し、都道府県及び市町村は、必要に応じ、基本
方針に即して実施計画を策定しなければならない

ものとすること。

第五に、国は、地方公共団体又は民間団体を支
援するための財政上の措置その他必要な措置を講
ずるように努めなければならないものとすること。

その他、国及び地方公共団体は、施策の実施に
当たっては緊密な連携の確保に努めるとともに、
民間団体の能力の活用を図るものとし、また、國
は、ホームレスの実態に関する全国調査を行わな
けられならないものとすること。

第六に、この法律は、公布の日から施行し、十
年間の限界立法とし、施行後五年を目途としてこ
の法律の規定について検討を加えるものとするこ
とであります。

次に、食品衛生法の一部を改正する法律案につ
いて申し上げます。

本案は、最近における食品衛生法に違反する食
品等の販売や輸入の事例が続発している状況等に
かんがみ、食品衛生上の危害の発生を防止するた
め、食品衛生法違反となるおそれが高い特定の
品等について、その販売、輸入等を包括的に禁止
することができる新たな制度を創設しようとする
もので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、厚生労働大臣は、特定の国、地域又は
特定の者により製造等がなされた特定の食品又は
添加物について、輸入時における検査結果等から
見て、食品衛生法違反の食品等が相当程度含まれ
るおそれがあると認められる場合は、健康被害が
生ずるおそれの程度等を勘案して、特に必要と認
めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協
議の上、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、
当該食品等の販売、輸入等を禁止することができ

ることとすること。

第二に、厚生労働大臣は、利害関係者からの申
請等に基づき、食品衛生上の危害の発生のおそれ
がないと認めた場合は、薬事・食品衛生審議会の
意見を聴いて、禁止措置の全部又は一部を解除す
ること。

第三に、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ
についても、同様の措置を講じることとするこ
と。

第四に、厚生労働大臣及び都道府県知事は、食
品衛生法に違反した者の名称等を公表し、食品衛
生上の危害の状況を明らかにするよう努めるもの
とすること。

第五に、新たな禁止規定に違反した者について
の罰則を設けるとともに、食品衛生法の規定に違
反した者に対する罰金の引上げを行うこととする
こと。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月
を経過した日から施行すること等であります。
以上が二法案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただき
ますようお願い申し上げます。

○委員長(阿部正俊君) 以上で両案の趣旨説明の
聽取は終わりました。

これより両案について質疑に入ります。——別
に質疑、討論もないようですから、これより順次
両案の採決に入ります。

まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別
措置法案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿部正俊君) 全会一致と認めます。

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

次に、食品衛生法の一部を改正する法律案の採
決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿部正俊君) 全会一致と認めます。

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたしました。

第四七九二号 平成十四年七月二十四日受理

国立病院及び国立療養所における看護師の増員等に関する請願

請願者 千葉県松戸市八ヶ崎二ノ一三ノ三四 入野智子外千七百七十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二三七五号と同じである。

第四七九三号 平成十四年七月二十四日受理

国立病院及び国立療養所における看護師の増員等に関する請願

請願者 島根県浜田市相生町四、一三〇 三島和人外千七百七十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三三七五号と同じである。

第四七九六号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市菱沼二ノ二ノ一 西岡 武夫君

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第四七九九号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 一生越武子外四千四百五十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第四八〇〇号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市天神二ノ二ノ三一 日高清人外千六十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四八〇一号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 埼玉県三郷市早稲田七ノ一三ノ一 杉本俊雄外千八十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四八〇二号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願

請願者 京都市右京区太秦石垣町一七ノ三 藤谷佳子外六千三十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四八〇三号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願

請願者 滋賀県大津市大江五ノ三五ノ一 柴田恭子外六千三十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四八〇四号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願

請願者 大阪府堺市御池台二ノ四ノ一〇四 藤田明子外五十一名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第四八〇五号 平成十四年七月二十四日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市長瀬町一ノ七ノ七 田中アヤ子外六十名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第四八〇六号 平成十四年七月二十四日受理

介護保険制度の実施に伴う高齢者施設の建設促進等に関する請願

請願者 奈良市学園朝日町一ノ〇ノ四〇一 伊藤真理外三十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三五七六号と同じである。

第四八〇七号 平成十四年七月二十四日受理

ウイルス肝炎総合対策の充実に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸一条一四〇三ノ一 一ノ四一六 滝沢憲弘外二千五百六十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七六二号と同じである。

第四八〇九号 平成十四年七月二十四日受理

食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願

請願者 岩手県一関市滝沢字寺田下九四〇 一四 紺川美代子外千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

食の安全・安心は消費者にとって大きな願いであります。近年、人も発症するおそれのあるBSE（牛海绵状脑症）が我が国においても確認され、また、これに端を発するよう偽装表示が次々と発覚している。BSE問題においては、WHO（世界保健機構）から肉骨粉の使用禁止を勧告されていましたが、かわらず禁止しなかったという政府の失政が明らかになるとともに、食の安全に関する行政は複数の省庁にわたっているにもかかわらず相互の連携はなく責任の所在があいまいであることが判明した。さらに、違反に対する罰則が甘い上、チェックするための検査員が全国で百二十人しかいないなど、偽装しやすい背景があることも問題点として指摘されている。以前から食に関する問題は度々発生していたが、輸入食品が氾濫しき流通規模も拡大した現代では一たび問題が発生すると更に大きな被害を及ぼすことが多く、病原性大腸菌O-157を始め大規模な食品問題がいつ発生してもおかしくない状況にある。このような食をめぐる問題に対応する法律の中心は食品安全法であり、同法は終戦直後の昭和二十年に制定されたものである。その後、何度も改定され

たものの、一部改定のみでは今後の問題の解決にはつながらない。今必要とされているのは、国民の健康を最優先し食の安全を確保するための包括的な法律や行政組織を整備することであり、地産地消運動などを通じて食の安全を次世代につなぐことである。ついては、次の事項について実現を図られたい。

1、新しい法律に合わせて、食品衛生法を始め現行の食の安全にかかる法律を抜本的に見直すこと。中でも増加している輸入食品に対する検査体制を特に強化すること。

第四八一二号 平成十四年七月二十四日受理

食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字野沢六二ノ八〇一 服部光代外二千八百六十三名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第四八〇九号と同じである。

第四八一五号 平成十四年七月二十四日受理

食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡前沢町古城字野尻四四 小野寺陽作外四百六十二名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第四八〇九号と同じである。

第四八一八号 平成十四年七月二十四日受理

食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願

請願者 岩手県陸前高田市米崎町字佐野一九八ノ二 千田ユキ外五百十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四八〇九号と同じである。

第七月三十日本委員会に左の案件が付託された。

1、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(衆)

| | | |
|-----|-----------------|------------------|
| 第七部 | 厚生労働委員会会議録第一二三号 | 平成十四年七月三十一日【参議院】 |
|-----|-----------------|------------------|

一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案
(衆)

一、食品衛生法の一部を改正する法律案
(衆)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置
法案

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置
置法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本方針及び実施計画(第八条・第九
条)

第三章 財政上の措置等(第十条・第十二条)

第四章 民間団体の能力の活用等(第十三条—
第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながら
ホームレスとなることを余儀なくされた者が多
数存在し、健康で文化的な生活を送ることがで
きないでいるとともに、地域社会とのあつれき
が生じつある現状にかんがみ、ホームレスの
自立の支援、ホームレスとなることを防止する
ための生活上の支援等に関し、国等の果たすべ
き責務を明らかにするとともに、ホームレスの
人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を
得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホー
ムレスに関する問題の解決に資することを目的
とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都
市公園、河川、道路、駅舎その他の施設故な
く起居の場所とし、日常生活を営んでいる者を
いう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目
標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策
の目標は、次に掲げる事項とする。

一、自立の意思があるホームレスに対し、安定
した雇用の場の確保、職業能力の開発等によ
る就業の機会の確保、住宅への入居の支援等
による安定した居住の場所の確保並びに健康
診断、医療の提供等による保健及び医療の確
保に関する施策並びに生活に関する相談及び
指導を実施することにより、これらの者を自
立させること。

二、ホームレスとなることを余儀なくされるお
それのある者が多数存在する地域を中心とし
て行われる、これらの者に対する就業の機会
の確保、生活に関する相談及び指導の実施そ
の他の生活上の支援により、これらの者が
ホームレスとなることを防止すること。

三、前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一
時的な提供、日常生活の需要を満たすために
必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援
助、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十
四号)による保護の実施、国民への啓発活動
等によるホームレスの人権の擁護、地域にお
ける生活環境の改善及び安全の確保等によ
り、ホームレスに関する問題の解決を図ること
と。

四、ホームレスの就業の機会の確保、安定した
居住の場所の確保、保健及び医療の確保並び
に生活に関する相談及び指導に関する事項

五、ホームレスの自立支援事業(ホームレス対
応、身元の確認並びに生活に関する相談及び
指導を行うとともに、就業の相談及びあっせ
ん等を行うことにより、その自立を支援する事
業をいう。)その他のホームレスの個々の事
情に対応したその自立を総合的に支援する事
業の実施に関する事項

六、ホームレスとなることを余儀なくされるお
それのある者が多数存在する地域を中心とし
て行われるこれらの者に対する生活上の支援
に関する事項

七、前各号に掲げるもののほか、ホームレスの
財政上の措置等

八、ホームレスの自立の支援等を行つ民間団
体との連携に関する事項

九、前各号に掲げるもののほか、ホームレスの
安全の確保に関する事項

十、前各号に掲げるもののほか、ホームレスが起
居の場所とすることによりその適正な利用が妨
げられているときは、ホームレスの自立の支援
等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規
定に基づき、当該施設の適正な利用を確保する
ため必要な措置をとるものとする。

ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を
策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題につい
て理解を深めるとともに、地域社会において、
国及び地方公共団体が実施する施策に協力する
こと等により、ホームレスの自立の支援等に努
めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十
四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレ
スの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本
方針」という。)を策定しなければならない。

九、基本方針は、次に掲げる事項について策定す
るものとする。

一、ホームレスの就業の機会の確保、安定した
居住の場所の確保、保健及び医療の確保並び
に生活に関する相談及び指導に関する事項

二、ホームレス自立支援事業(ホームレス対
応、身元の確認並びに生活に関する相談及び
指導を行うとともに、就業の相談及びあっせ
ん等を行うことにより、その自立を支援する事
業をいう。)その他のホームレスの個々の事
情に対応したその自立を総合的に支援する事
業の実施に関する事項

三、ホームレスとなることを余儀なくされるお
それのある者が多数存在する地域を中心とし
て行われるこれらの者に対する生活上の支援
に関する事項

四、前各号に掲げるもののほか、ホームレスの
安全の確保に関する事項

五、前各号に掲げるもののほか、ホームレスが起
居の場所とすることによりその適正な利用が妨
げられているときは、ホームレスの自立の支援
等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規
定に基づき、当該施設の適正な利用を確保する
ため必要な措置をとるものとする。

自立の支援等に関する基本的な事項
3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針
を策定しようとするとときは、総務大臣その他関
係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第六条 都道府県は、ホームレスに関する問題の
実情に応じた施策を実施するため必要があると
認められるときは、基本方針に即し、当該施策
を実施するための計画を策定しなければならな
い。

第七条 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計
画を策定するに当たっては、地域住民及びホー
ムレスの自立の支援等を行ふ民間団体の意見を
聴くよう努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

第八条 国は、ホームレスの自立の支援等に関す
る施策を推進するため、その区域内にホームレ
スが多数存在する地方公共団体及びホームレス
の自立の支援等を行う民間団体を支援するため
の財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう
に努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第九条 都市公園その他の公共の用に供する施
設を管理する者は、当該施設をホームレスが起
居の場所とすることによりその適正な利用が妨
げられているときは、ホームレスの自立の支援
等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規
定に基づき、当該施設の適正な利用を確保する
ために必要な措置をとるものとする。

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施
設を管理する者は、当該施設をホームレスが起
居の場所とすることによりその適正な利用が妨
げられているときは、ホームレスの自立の支援
等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規
定に基づき、当該施設の適正な利用を確保する
ために必要な措置をとるものとする。

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの

(地方公共団体の責務)

第十三条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲
げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施
するものとする。

(民間団体の能力の活用等)

